



記者発表資料

(県 政)



提供年月日：令和5年(2023年)3月13日
部 局 名：病院事業庁
所 属 名：経営管理課 総合病院
担 当 者 名：仲井、上島 水上、渡部
連絡先(内線)：077-582-5031

滋賀県立総合病院内に 「コロナ後遺症外来」を開設！

3/15(水)
から

完全
予約制

新型コロナウイルス感染症を発症した後、療養期間が終了しても症状が長引いたり、新たな症状が出現したり、なんらかの症状が残る方がおられます。

このたび、滋賀県立総合病院内に「コロナ後遺症外来」を開設し、こうした患者さんの診察を行い、その症状に従って関係する診療科に紹介し、専門的な検査や治療等を行います。

開設日

- 令和5年(2023年)3月15日(水)

担当診療科

- 総合内科（“コロナ後遺症外来”）

診察日時等

- 毎週水曜日 9:00~10:30

対象者

- 16歳以上で、発症から2か月以上を経過し、症状が残っている方
(咳が続く、関節痛がある、脱毛、頭痛、味覚障害など)

予約、枠

- 完全予約制、1日3名（診療所等からの紹介予約のみ受け付けます。）

留意事項

- 症状安定もしくは治療方針決定後は、紹介元のかかりつけ医や診療所等へ逆紹介します。
- 抑うつ・睡眠障害については、県立精神医療センターに紹介します。

問合せ先

- 滋賀県立総合病院 事務局財務企画室 電話 077-582-5031(代表)